

四万十町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務
プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、四万十町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（計画期間：令和9年度～令和11年度）を策定するにあたり、本町の現状と課題、町民の高齢者福祉、介護保険制度に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に捉えつつ、高齢者福祉・介護保険制度を取り巻く時代の潮流や町の総合振興計画、国の制度改正等と整合を図るとともに、独自性のある計画を策定していくため、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行うものである。

また、本計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

2. 委託業務の概要

（1）業務名

四万十町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務

（2）業務内容 別紙仕様書のとおり

（3）委託期間 契約日の翌日から令和9年3月31日

（4）委託金額（上限金額）

金11,055,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和7年度6,105,000円、令和8年度4,950,000円）

3. 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 提出書類等

（1）提出書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式任意）
- ③ 過去の業務実績（様式任意）
- ④ 本業務の推進体制（様式第2号）
- ⑤ 企画提案書（A4版） ※計画策定業務を含む提案書
- ⑥ 見積書（様式任意：業務内容ごとに内訳金額がわかるもの）
- ⑦ 町税の滞納がない旨を証する証明書
- ⑧ 個人情報保護に関する第三者の認定認証を証明する書類の写し

(2) 提出部数 各8部(正本1部、副本7部)

(3) 企画提案書の作成要領

別紙仕様書を基に、業務の進め方、手法等の技術的な提案について簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。

① 本事業の実施方針

② 本業務についての具体的な提案

- ・現状分析及び課題の抽出について
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に関すること
- ・給付情報及び認定情報分析に関すること
- ・地域包括ケア「見える化システム」を活用した計画策定支援について

③ 個人情報について

④ 工程計画

- ・全体の事業実施計画
- ・委託者と受託者の作業の役割分担及び業務の実施スケジュール

(4) 提出方法 持参または郵送(必着)

(5) 提出先 「6. 提出先・問い合わせ先」のとおり

(6) 提出期限 令和7年9月19日(金)

5. 質疑受付方法等

(1) 質疑受付 令和7年9月2日(火)～令和7年9月11日(木)

(2) 受付方法

実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合には、様式第3号の質疑書を担当者まで電子メールにて提出すること。

- ① 件名に「四万十町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務プロポーザル質疑」と記載すること。
- ② メール送信後、必ず送信した旨の電話連絡をすること。

(3) 回答

質疑の内容及び回答は、令和7年9月12日(金)までに町ホームページにて掲載するものとする。

6. 提出先・問い合わせ先

四万十町役場 高齢者支援課

〒786-8501

高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

電話：0880-22-3900 F A X：0880-22-0361

メールアドレス：106030@town.shimanto.lg.jp

担当者：福留 宏知

7. 審査方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、四万十町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援委託業務委託業者選定委員会を設置し、選定委員会が別に定める評価基準に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施する。

(1) 第一次審査（書類審査）

企画提案書等の書類審査による

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

発表者は、制限時間（30分）内において、提出された企画提案書の内容に基づき、自由に説明をする。説明時間終了後に、選定委員からの質疑応答（15分）を行う。

プレゼンテーションに参加できる説明者または補助者等の人数は、計3名までとする。ただし、管理責任者となる予定の者は、必ず参加すること。

日時 令和7年9月30日（火） 14：00～

会場 四万十町役場本庁 西庁舎3階 防災対策室

方法 プレゼンテーション

8. 選定結果

選定結果は、町ホームページで公表するとともに、第二次審査に参加した全ての提案者に書面にて通知する。